



6月は環境月間です

生活環境課

6月は「環境月間」であり、6月5日は環境基本法が定める「環境の日」です。「環境の日」は国連では、日本の提案を受けて「世界環境デー」と定められており、世界的な取り組みを行っています。今回は小諸市の事例や、市民の一人ひとりが実践できる取り組みを紹介します。

1

ゼロカーボンに取り組みましょう



EV 車出発式の様子

小諸市では「小諸市気候非常事態宣言」を表明し、2050年の二酸化炭素の排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)を目指した取り組みを推進しており、R7/4/4には公用車として導入した電気自動車(EV車)5台の出発式を行いました。今後もゼロカーボンシティを目指して様々な取り組みを進めていきます。

2

特定外来生物にご注意を



■ 特定外来生物の例

①オオキンケイギク

②アレチウリ

③オオハンゴンソウ

特定外来生物とは、海外起源の外来種で生態系や人の生命・身体・農林水産業への被害を及ぼすもの、また及ぼす恐れのある生物で、外来生物法に基づいて指定された生物のことです。特定外来生物に指定された生物は、飼養・保管・運搬・売買・譲渡・輸入・野外に放つこと・種をまくこと等は原則禁止されており、違反すると罰則が科せられる恐れがあります。

3

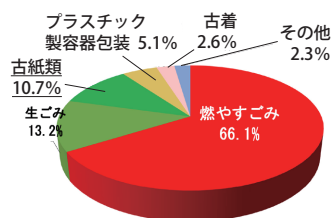
野焼きは法律で禁止されています



廃棄物の野焼きは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、環境に悪影響を及ぼすとともに、悪臭や煙によって近隣住民に大変な迷惑をかけることとなります。例えば、ドラム缶やブロック積み焼却炉による焼却は野焼きになります。構造基準適合型として販売されている小型焼却炉でも、使い方を間違えると違法になります。

4

ごみの分別に協力ください



昨年度の場合、古紙類が分別できていれば、約670万円の収入となりました。

昨年度の調査の結果、燃やすごみ(赤い指定袋)の中に「資源」としてリサイクルできるものが、全体の約31%(生ごみ:約13%、古紙類:約10%、容器包装プラスチック:約5%など)も含まれていました。生ごみは紙の指定袋で、古紙類は紙ひもで束ねる等で、容器包装プラスチックは緑色の指定袋で排出してください。

5

食品ロスを減らしましょう



スーパーやコンビニなどでは食べきれぬ量だけ購入し、食品は棚の手前から取ることなどで、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を減らしましょう。

小諸市は一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していただくことを目指しています。自分達で出来る環境にやさしい活動を始めてみませんか？